

エムズ体操クラブ会員規約

1. 名 称 名称はエムズ体操クラブと称す。
2. 目 的 本クラブは、スポーツを通して健全な心身の育成を図るとともに、地域のスポーツ振興に寄与することを目的とする。
3. 入 会 資 格 本クラブに入会できる者は、各コースの定める資格に該当し、本クラブの趣旨に賛同するとともに、本クラブの定める会員規約及び免責事項に同意した者とする。
4. 指 導 日 時 会員は、各コース毎に定められた曜日、時間に指導を受けることができる。
5. 指 導 内 容 本クラブは、設置する各コースや個々のレベルに応じて指導内容を決定する。
6. 入 会 手 続 き 入会希望者は、別に定める入会申込書に必要事項を記入し、定められた諸費用を添えて提出する。
7. 登 録 料 1) 初年度登録料(入会金)
初年度登録料(入会金)は、入会時に本クラブに納める。

2) 継続年度登録料(年会費)
継続年度登録料(年会費)は、入会時及び3月20日～月末までに本クラブに納めるものとする。
8. 会 費 月会費は、前月20日から月末までに本クラブに納めるものとする。
9. コ ー ス 変 更 コース変更をしようとする者は、前月15日までに規定の用紙に必要事項を記入して届け出ること。また、年齢や会員の能力により、コース、時間、曜日、練習場所等を変更する。
10. 休 会 休会(1ヶ月単位)しようとする者は、休会をする前月15日までに休会届を提出すること。定められた期間後の届け、口頭、電話での届けは一切受け付けない。尚、本クラブが休会届を受理しない限り会費支払義務は発生する。
11. 退 会 退会しようとする者は、退会をする当月15日までに退会届を提出すること。定められた期間後の届け、口頭、電話での届けは一切受け付けない。尚、本クラブが退会届を受理しない限り会費支払義務は発生する。また、退会については月末とし、やむを得ない事情により月途中で退会する場合、当月会費等の返金は致しません。
12. 諸費用不返還 いったん納入した会費、諸費用は、その理由にかかわらず返金はしない。
13. 諸費用滞納 会費、諸費用の滞納については認めない。正当な理由がなく、会費、諸費用の滞納が認められた場合、当月より指導を停止し、会員資格を失う。
14. 施設内の事故 本クラブは、会員が本クラブのレッスン中に生じた怪我その他の事故について、本クラブに故意または重過失がない限り、責任を負わない。
15. 私物管理 施設内での私物の管理は原則として会員各自でおこなう。盗難があった場合、本クラブは一切その責任を負わない。
16. 処 分 本クラブの会員にふさわしくない行為がある者は、当クラブの判断により除名処分することがある。
17. 改 正 本規定の改正及び変更は、本クラブの定めるものとし、その効力はすべての会員に及ぶものとする。
18. 附 則 1) 本規定に定めない事項は、本クラブがこれを定めるものとする。
2) 登録料・会費等については、経済情勢により変更する場合がある。
19. 発 効 本規則は、2022年4月1日より適用する。